

沿岸広域振興局長告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月16日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330300021	相談支援事業所「きら星」	大船渡市立根町字堀之内24番地19	特定非営利活動法人さんりく ・こすもす	平成31年4月15日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330300021	相談支援事業所「きら星」	大船渡市立根町字堀之内24番地19	特定非営利活動法人さんりく ・こすもす	平成31年4月15日